

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 上毛町 (都道府県: 福岡県)
本事業の担当部局名 企画開発課

事業メニュー	結婚新生活支援事業								
区分	結婚新生活支援								
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)								
個別事業名	上毛町新婚世帯・子育て世帯新生活応援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続						
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 令和元 年度						
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,159,640 円								
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> 上毛町においては、国の少子化対策集中取組期間(平成27年度~平成31年度に合わせ、少子化対策の一環として平成29年度から婚活事業を始め、結婚支援を含めた総合的な取組を始めたところである。 この中で、結婚支援については、令和3年の婚姻数が16件、婚姻率が2.14と、過去に比べて経年的に低下傾向にあり、緊急に対応を講じる必要がある(参考:平成29年婚姻数19件、婚姻率2.46)。</p> <p><本個別事業の位置付け> 令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期上毛町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標において「新しいひとの流れをつくる」や「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」をそれぞれ掲げ、具体的には①移住・定住の促進②結婚への支援の充実③教育環境の充実などの取り組みを行うこととしている。また、同じく令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期上毛町子ども・子育て支援事業計画」においても、①健康で安心感のある子育て環境づくり②ニーズに応じた子育て支援の充実③経済的負担軽減の取り組みなどを掲げ、「保護者が安心とゆとりを持って子育てできるまち」を目指すこととしている。本事業については、結婚を促進するとともに新婚世帯・子育て世帯の経済的支援を行い、安心して妊娠・出産できる環境作りにつなげ、出産前を含む子育ての全段階において切れ目ない支援を行うことを目標としており、総合戦略における取組②、子ども子育て支援事業計画における取組③などに位置づけられる。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>								
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要								
	【補助対象要件】								
	・所得要件	<input type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 所得要件無し ※要件緩和分は自治体単費にて実施					
	・年齢要件	<input type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 申請日における夫婦の満年齢の合計が80歳未満 ※要件緩和分は自治体単費にて実施					
	【補助上限額】								
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 引越費用(初期費用)の上限 112,200円 家賃の上限 123,420円					
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 引越費用(初期費用)の上限 112,200円 家賃の上限 123,420円					
	【対象費目】								
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
	【その他独自要件】								
夫婦のいずれにも税の滞納がないこと。									
2. 申請見込									
①新規世帯見込	上記のうち	7	世帯	ともに29歳以下	4	世帯	左記以外	3	世帯
【積算根拠】									
7件×235,620円(補助上限額)×2/3(補助率)=1,099,560円 ※令和4年度の当事業における支給実績を引用。 ※令和5年度は、本事業の周知が進むことによる申請者の増加を想定し、令和4年度見込世帯件数+3件を見込む。									
【令和4年度申請状況】 (令和4年4月~令和5年3月) 申請 見込 世帯数 4 世帯									
②継続補助見込	見込世帯数	4	世帯	継続補助実施の有無	有	円	対象経費支出予定額	510,300	
3. 広報の実施予定									
制度について、町の広報誌に2回掲載(4月、9月)、また、町のHPに制度を掲載する。									

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率	件	1.8 (令和6年)	0.94 (令和3年)
	出生数	人	50 (令和6年)	26 (令和3年)
	婚姻届提出件数	組	150 (令和6年)	16 (令和3年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		0.94 (令和3年)	
	婚姻件数	件	16 (令和3年)	
	婚姻率		2.14 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	70	20
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<p>・福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。</p> <p>・福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。また、都道府県主導型市町村連携コースの実施要件として、県が本交付金を活用して取り組む2事業については、実施計画に基づいた連携・協力を行う。</p>			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<p>民間店舗や道の駅等に対し、事業周知のチラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。</p>			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
 - ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つけた課題(新規事業である場合は不要)
 - ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。